

不服申立て事案答申第 283 号

不服申立て事案諮問第 314 号

件名：どのような不適切な行為等をしたのかわかる文書の不開示（補正非応答）

決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の開示請求について、形式上の不備があることを理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 7 月 2 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 9 月 5 日付けで行った不開示決定について、取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は令和 6 年 7 月 2 日に愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）において、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

私に対し、どのような不適切な行為、あやまった行為をしたのかわかる文書

別紙に続く

（請求日現在、県警本部住民サービス課、交通規制課、交通捜査課、通信指令課、監察官室及び A 署で保管のもの）

と記載されていた。

そして別紙には

・保有個人情報開示請求に関する補正（通知）（令和 6 年 5 月 10 日

付け務住発第〇号)

・住民サービス課

実施方法の誤り（郵送か郵送でないか） 複数回

参考 業務監発第〇号、令和6年5月16日

不服申立文言の誤り、開示時間の誤り、郵便物に切手代を貼付せず、開示してはいけない個人情報を開示した、開示すべき項目を開示しなかった、開示決定通知書において写しの作成に要する費用の金額について記載誤りがあった（令和6年1月23日付け）、個人情報の開示請求時に本人確認をおこなった

・交通規制課

道路標識を私の所有地に侵入させていた

・交通捜査課

C課長補佐の対応

・監察官室

審査請求に対し、併合審査通知における住所誤り

・A署

母親の交通死亡事故における不適切な取り扱い

令和6年5月8日A署にて2枚分の文書を受領

警察安全相談等・苦情取扱票（平成26年4月20日受理に係る整理番号〇のもの）

職員の言動、住所誤り、年齢誤り ← 警察安全相談等・苦情取扱票（令和2年2月3日受理に係る整理番号〇のもの）、請求日誤り

行政文書ファイル管理簿に登録されたファイルが空ファイルであった

行政文書ファイル管理簿に登録されたファイル名と格納された内容が不一致であった

警務課の人数を答えなかった

個人情報の開示請求日に本人確認をおこなった

保有個人情報の開示請求に対する実施時に「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を徴取しなかった

領収書の発行において、領収日を誤った

・通信指令課

住所を誤った（110番事案表（令和5年10月14日受付、事案番号〇））

と記載されていた。

そして、これらの記載は、一部に行政文書の名称があるものの、大部分において開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると認めら

れた。

(イ) 開示請求に関する補正の実施

開示請求書に形式上の不備が認められたため、処分庁は、保有個人情報開示請求に関する補正（通知）（以下「補正通知」という。）により審査請求人に通知し、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、審査請求人は、補正通知に対して回答をすることなく、補正に応じなかった。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄の記載に不備があったため、審査請求人に対し、当該不備を補正するように求めたが、相当な期間が経過しても補正がなされなかつたことから、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

開示請求をする場合には、法第77条第1項第2号の規定に基づき、開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載し、行政機関の長等に提出することとなるところ、(1)アのとおり、本件開示請求書には具体的な行政文書の名称の記載のない部分があり、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると認められたことから、同条第3項の規定に基づき、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めた。

しかしながら、当該補正通知に対して、審査請求人は何ら回答をすることではなく、結果として、本件開示請求書の不備が補正されなかつたため、開示請求書に形式上の不備がある場合に該当するとして不開示としたものであり、本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

本件は、審査請求人が提出した保有個人情報開示請求書に形式上の不備があったため、法に規定された適正な手続に基づき補正を求めたものであるが、この補正の求めに対して、審査請求人は何ら回答をせず、結果として、形式上の不備が補正されなかつたため、不開示としたものである。

審査請求人は、一部特定した文書については開示すべきである旨主張している。

しかしながら、本件は、本件開示請求書の形式上の不備により、不開示としたものであり、一部特定した文書については開示すべきであるとする審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し、対象となる保有個人情報は特定されていないことから、形式上の不備があるとして不開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、対象となる保有個人情報は特定されていると主張していることから、以下、本件不開示決定の妥当性について検討する。

(2) 本件不開示決定の妥当性について

ア 補正について

(ア) 処分庁によれば、本件開示請求は、一部に行政文書の名称があるものの、大部分において開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると認められたとのことである。

(イ) 法第77条第1項第2号によれば、開示請求書には「開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載すべきとされている。

当審議会において同規定を踏まえて検討したところ、本件開示請求は「私に対し、どのような不適切な行為、あやまった行為をしたかわかる文書」という審査請求人の主観に基づく請求内容となっており、当該記載の内容からは審査請求人が求める保有個人情報を具体的に特定することはできない。

確かに審査請求人の主張するとおり、請求の一部において具体的な文書番号の記載があることから、文書の特定にあたっての手がかりはあるものの、処分庁において、審査請求人が開示を求める保有個人情報に合致するとして特定すべきか否か、また、処分庁の行為を列記したものであると考えられる記載が請求内容を特定するための記載なのか判断ができないのは、本件開示請求が全体としては主観に基づく請求内容であることを踏まえると無理からぬことである。

したがって、処分庁が、本件開示請求書に全体として保有個人情報の不特定という形式上の不備があるとして補正を求めたことは、妥当である。

イ 補正非応答による不開示決定について

(ア) 当審議会において処分庁に確認したところ、本件開示請求書が「審査請求人の主観において、不適切な行為、あやまった行為をしたのか

わかる文書」を意味するならば、特定することができないとして補正を求めたが、期限までに審査請求人から応答がなかったことから、不開示決定を行ったとのことである。

(イ)当審議会において検討したところ、処分庁が審査請求人に対して送付した補正通知において、処分庁は相当の期間を定めて補正を求めており、これに対して、審査請求人が処分庁の用意した書面に必要事項を記載して応答することは容易にできることである。

それにも関わらず、審査請求人が補正通知に対して期限までに応答をしていないことからすれば、請求内容が補正されていないという処分庁の主張に不合理な点はなく、処分庁が、本件開示請求に対し保有個人情報の不特定という形式上の不備があることを理由として不開示決定を行ったことは、妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私に対し、どのような不適切な行為、あやまった行為をしたのかわかる文書別紙に続く

(請求日現在、県警本部住民サービス課、交通規制課、交通捜査課、通信指令課、監察官室及びA署で保管のもの)

別紙

・保有個人情報開示請求に関する補正（通知）（令和6年5月10日付け務住発第〇号）

・住民サービス課

実施方法の誤り（郵送か郵送でないか） 複数回

参考 慡監発第〇号、令和6年5月16日

不服申立文言の誤り、開示時間の誤り、郵便物に切手代を貼付せず、開示してはいけない個人情報を開示した、開示すべき項目を開示しなかった、開示決定通知書において写しの作成に要する費用の金額について記載誤りがあった（令和6年1月23日付け）、個人情報の開示請求時に本人確認をおこなった

・交通規制課

道路標識を私の所有地に侵入させていた

・交通捜査課

C 課長補佐の対応

・監察官室

審査請求に対し、併合審査通知における住所誤り

・A署

母親の交通死亡事故における不適切な取り扱い

令和6年5月8日 A署にて2枚分の文書を受領

警察安全相談等・苦情取扱票（平成26年4月20日受理に係る整理番号○のもの）

職員の言動、住所誤り、年齢誤り ← 警察安全相談等・苦情取扱票（令和2年2月3日受理に係る整理番号○のもの）、請求日誤り

行政文書ファイル管理簿に登録されたファイルが空ファイルであった

行政文書ファイル管理簿に登録されたファイル名と格納された内容が不一致であった

警務課の人数を答えなかった

個人情報の開示請求日に本人確認をおこなった

保有個人情報の開示請求に対する実施時に「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を徴取しなかった

領収書の発行において、領収日を誤った

・通信指令課

住所を誤った（110番事案表（令和5年10月14日受付、事案番号○））

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6.12.6	諮詢（弁明書の写しを添付）
7.8.21 (第252回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等の聴取
同 日	審議
7.9.18 (第253回審議会)	審議
7.10.6 (第254回審議会)	審議
7.11.26	答申